

障害福祉計画（第3期）の策定について

1 計画策定の目的

現行の障害福祉計画（第2期）の計画期間が平成23年度までであることから、これまでの進捗状況や課題に加え、平成23年2月に実施した「障害福祉に関するアンケート」の結果等を踏まえ、今後国から示される新たな基本指針に基づき、平成26年度末までにおける数値目標の設定及び平成24年度から平成26年度までの障害福祉サービス等の量の見込みを行い、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保を図るため、障害福祉計画（第3期）を策定する。

2 計画の性格

障害者自立支援法第88条に規定されている、国の基本指針に即した、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する「市町村障害福祉計画」とする。

3 計画の期間

平成24年度から平成26年度までの3か年とする。

4 策定体制等

(1) 庁内検討体制

関係部局間の連携を図り、総合的な体制の下に推進するため、人がやさしいまち推進本部、障害者施策クロスセクションを活用して検討する。

(2) 広島市障害者施策推進協議会

学識経験者、関係行政機関の職員、障害者、公募委員などで構成される障害者施策推進協議会の意見を聴取しながら検討する。

(3) 市民意見の募集等

市の広報紙やホームページ等により計画策定についての情報提供を行うとともに、市民意見を募集する。なお、並行して、広島市障害者自立支援協議会からの意見聴取を行う。

(4) 市議会への報告

計画策定に係る取組状況等を適宜、報告する。

5 スケジュール（詳細は別紙のとおり）

平成23年度の1か年で策定作業を進める。